

## 平成30年由仁町議会第2回定例会 第1号

平成30年6月14日(木)

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1、会務報告
  - 2、平成29年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 1号 やっぱり由仁定住応援金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第 2号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第 3号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第 4号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第 5号 平成30年度由仁町一般会計補正予算について
- 11 議案第 6号 平成30年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 12 議案第 7号 平成30年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 13 議案第 8号 平成30年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 14 議案第 9号 平成30年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 15 議案第10号 財産の取得について
- 16 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 17 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 18 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 19 会議案第1号 議員派遣について
- 20 意見書案 北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書の提出について  
第1号
- 21 議会運営委員会の閉会中の審査について

### ○出席議員(10名)

議長10番	熊林和男君	副議長	9番	吉田弘幸君
1番	羽賀直文君	2番	早坂寿博君	
3番	加藤重夫君	4番	後藤篤人君	
5番	浮田孝雄君	6番	佐藤英司君	

7番 大竹 登 君

8番 井 村 勇 夫 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	平	中	利	昌
總	務	課	中	島		哲
地	域	活	河	合	高	弘
住	民	課	山	影	寿	幸
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	川	原	田	直
町	立	診	安	達		智
町	立	診	今	澤	輝	隆
教	育	課	泉		陵	平
農	業	委	野	島		健
員	会	事				
務	局	長				

○出席事務局職員

局		長	菊	地	和	夫	君
主		査	山	口	明	久	君
事		事	下	田	葉	月	君

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、平成30年由仁町議会第2回定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 佐藤君、7番 大竹君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長

○4番（後藤篤人君） 本定例会の会期について、委員会の審議結果をご報告いたします。

本委員会につきましては、議長、副議長、委員長会議の協議を踏まえ、6月11日開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、初めに報告事項として諸般の報告及び行政報告、次に町長提出案件として条例の一部改正案4件、平成30年度各会計補正予算案5件、財産の取得1件、人事案3件の計13件であります。次に、議会提出案件として会議案1件、意見書案1件、議会運営委員会の閉会中の審査の申し出1件の計3件であります。

続いて、議事運営の取り扱いにつきまして、全議案単独上程といたします。一般質問については、本日14日に行うことといたします。

本会議及び議事の日程は、1日目、14日は日程第1から日程第14まで、2日目、15日は日程第15から残りの日程といたします。

以上、付議事件全般について審議した結果、本定例会の会期については6月14日及び6月15日の2日間とすることで意見の一致をいたしております。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（熊林和男君） 委員長に対し質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月15日までの2日間とすることに決定をいたしました。

#### ◎日程第3 諸般の報告

○議長(熊林和男君) 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。ごらんをいただきたいと思います。

次に、2の平成29年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告をいたします。町長から平成29年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんをいただきたいと思います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告

○議長(熊林和男君) 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告があります。

町長

○町長(松村 諭君) 平成30年第1回定例会以降の行政事務について報告をいたします。

第1点目は、ふるさと寄附金の受け付け状況についてであります。今年度の寄附金は、受け付けベースで6月1日現在657件、1,552万円となっており、昨年の同時期と比べますと件数は611件、金額では1,095万円の減となっております。減少の要因といたしまして、町は総務大臣の通知に基づき返礼品の割合を3割に近づける見直しを行いました。全国的に見るとまだ3割を超える高い割合の返礼品をラインナップしている団体があり、見直しを行った自治体と見直しを行っていない自治体で寄附金に大きな差が生じている状況となっております。この状況を是正してもらうよう北海道へは意見を申ししておりますが、今後も当町へのさらなる寄附金をお願いするとともに、PRに努めてまいります。

第2点目は、GTS協同組合北海道出張所の設置についてであります。GTS協同組合、GTSとはグローバル・テクノロジー・サポート、組合の正式名称はGTS協同組合となります。5月31日、愛知県名古屋市のGTS協同組合第12回通常総会が開催されまして、この組合の北海道出張所の設置場所として由仁町が承認されました。私も会場

へ出向き、総会において可決承認されました由仁町への出張所開設のお礼とあわせて、ふるさと寄附と企業誘致の宣伝を行ってまいりました。この組合は、愛知県知立市に所在いたしまして、外国人技能研修生の受け入れや国の助成金を活用し、中小企業の社員教育を目的に各種教育研修事業を実施しております愛知県最大の組合でございます。同じく愛知県の日進工業株式会社が購入しました旧三川小学校に北海道出張所を併設する予定であります。今後由仁町を中心といたしました南空知、さらには道央圏にどれだけの外国人技能研修生の需要があるかによりますが、職員を常駐し、北海道出張所としてこの由仁町を拠点に事業を展開していく予定と伺っております。

第3点目は、由仁町立診療所並びに介護老人保健施設の運営についてであります。3月1日から診療所並びに介護老人保健施設として新たな施設運営を開始し、所長の齋藤医師の定年によりまして4月からは前副所長の小端医師が所長として、また新たに総合診療医の島田医師が着任し、新しい体制での運営がスタートしたところであります。介護老人保健施設の入所者は、6月12日現在10名となっておりますが、まだ入所決定に至っていない申し込みや相談も数件あり、今年度の目標としております定員の50%に近づいているところであります。また、診療所では、入院患者数は15名前後で推移をしているところであります。さらに、在宅医療の中心となる訪問診療におきましては、当初の予定よりも早く取り組むことができ、現在3名が利用しているところであります。今後も在宅系の介護サービス事業を取り入れるなど、入退院支援も積極的に進めながら経営改善に努めてまいります。

第4点目は、主な工事の進捗状況についてであります。建築事業の由仁町公営住宅あけぼの団地2号棟建て替え工事は、5月28日に着工し、現在基礎工事の作業中であり、本年10月26日に完成の予定となっております。

行政報告は、以上4点でございます。

○議長（熊林和男君） マイクの調子がちょっと悪いようなので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時47分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（田中宣行君） 平成30年第1回定例会以降の教育行政諸般について1点ご報告いたします。

町内小中学校の状況についてであります。初めに、5月1日現在の小中学校の学級数及び児童生徒数についてであります。由仁小学校は特別支援学級4学級を含めて10学級190名、由仁中学校は特別支援学級2学級を含めて5学級117名となっております。小中学校全体では15学級307名となり、昨年と比較しますと児童生徒数で18名の減、

学級数では2学級の減となっております。

次に、小中学校の教職員数についてであります。校長、教頭は4名、教諭25名、養護教諭2名、栄養教諭1名、事務職員2名、時間講師1名のほか、中学校美術科における南幌中学校との兼務教諭1名の計36名で、昨年度と同数の教員配置となっております。このほか道から派遣を受けている非常勤のスクールカウンセラーが1名、町単費でALTが2名、介助員2名、事務補が2名、特別支援教育支援員が4名、校務補3名の計14名の職員がそれぞれ勤務しております。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（熊林和男君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問においては、2名の議員から通告されております。

順次発言を許します。

最初の質問者、大竹君の発言を許します。

大竹君

○7番（大竹 登君） 私は、2点についてお尋ねをしたいと思います。

1点目は、後継者支援制度の取り組みについてであります。由仁町における高齢化率は40%となり、人口減少も続いております。農業においても後継者不足の問題は深刻で、商店においても店を畳み、商店街と言えない状況になってきております。後継者支援の問題では、国や道の制度もありますが、制約も多く、一層の充実を求める声も少なくありません。道東のあるまちでは、国や道の支援制度とあわせ、農業、商工業、漁業後継者に対して、3年間という期限つきではありますが、支援制度を設け、都市部に就職を考えていた子供がUターンをして後を継ぐケースもふえ、人口減少に歯どめがかかり、大変喜ばれているという話も伺っております。農業や商工業に対する後継者支援制度に対する今後の支援の取り組みについて町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 後継者支援制度の取り組みについて、大竹議員のご質問にお答えをいたします。

農業後継者につきましては、昨年の町議会第3回定例会におきまして大竹議員のご質問にお答えをしております。その際国などの各種支援制度の活用を推進していくことや現状においては既存の後継者育成制度に上乘せをして、町単独での財政的な支援を行うことは困難であると、このような考え方に基づいて答弁をさせていただいたところであります。ここでは商業における後継者対策について申し上げさせていただきます。商工会によりますと、会員数の減少や経営者の高齢化とともに、会員の約8割が後継者がいない、あるいは決まっていないという、そういった実情にあるとのことであり。商工会におきまし

では、創業塾の開催や若手後継者等育成事業として青年部の活動支援を初め、後継者や若手従業員が中小企業大学校で人材支援事業を受講する際の助成などを実施しております。また、新規創業対策として、商工会にはワンストップ窓口を設け、町、金融機関と連携し、相談者に対し創業に関する情報提供や支援機関との調整を図る体制を構築しているところでもあります。町といたしましては、これら商工会の行う後継者育成の取り組みを支援するとともに、事業承継や新規創業、第2創業などの後継者対策について国などの各種支援制度の活用を促し、商工会、金融機関、由仁町移住交流支援センターなど関係機関との連携強化を図り、後継者の育成に努めていくと考えているところでございます。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） 農業については、町独自の支援策は困難である。それから、商工に対しては、国や道の支援制度を活用しながら取り組みを強めていきたいという趣旨の答弁であったかと思います。商工は8割がないという、農業の実態としましても本当に後継者難ということも率直に言いますと5年後どうなるのだという声も聞かれます。

道東の浜中町のケースでありますけれども、いろいろお話を伺いました。そうしますと、相当長いスパンで当事者らと懇談を重ねております。どういう実態にあるのか。なぜ後継者が育たないのか。町内に仕事がなく、後継者対象者も町外に就職するというケースなんかふえているという状況の中で、農業、漁業、商工それぞれの団体や対象者との懇談会をかなり長期にわたって積み重ねをしております。そういう中で、浜中町の場合昨年からは実施されたようでありますけれども、農業、漁業、商工等のあれで、お話聞きますと十二、三名で、それらの若い人が結婚をして子供を仮に1人もうけると、浜中町では毎年100名程度の人口減少が続いているようでありますけれども、30名のそういうあれになるだろうと。今年度も10名の今のところ対象者が出ているようであります。

町独自の支援策が今すぐ困難としても、実態としてUターンや後継者の対象者がいるのであるけれども、どういう困難な問題があつて戻つてこれないのかという問題等について実態調査を重ねて、由仁町の農業の中でも成功例も何件か出てきているというお話も伺っておりますので、そういう成功例なんかも普及をさせながら、希望する人には激励を与えながら強化していくと、そういうような方向もより一層必要ではないかと。中にはこんな意見もあります。後継をしたけれども、まだ町長の顔も見たことないと。町長が全町民に顔を知ってもらふということは、それは困難なことかと思っておりますけれども、いろいろな実態調査から今できる支援を最大限にしていくというスタートを切っていくことも大事ではないかというふうにも考えております。そういう点で再度町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員の質問でございますが、浜中町の実例でございますが、私この実例掌握しておりませんでした。酪農を基幹とする浜中町の実態がどのようなものかと、それを踏まえた上での後継者育成の事業ではないかなと思っておりますが、これが同じように由仁町に当てはまるかどうかということは、それは考えていかないとだめなのかな



と思っているところでございます。

前回もご質問にはお答えをいたしました。私は後継者の育成というものは、金銭的な支援をすればそれだけでいいのかと。決してそうではないと思っているところでございます。実態調査を実施して、後継者の声に耳を傾けるべきだというご意見もいただきましたので、調査のほうはまたこれから検討させていただきたいと思いますが、若者の声を聞くという点、それから若者を育成するという点につきましては、これは私就任以来ぜひ実現したいということで、昨年ようやくスタートした後継者、異業種の後継者であります。農業に限定しない町内の異業種の若者、後継者を集めて、若者担い手育成塾を昨年から立ち上げて、定期的に勉強会を開催をしているところであります。将来の由仁町の担い手として、しっかりと勉強していただきたいというその思いを持って進めているところであります。5月だったと思いますが、参加者15名でしたが、農業と商業の後継者を集めて、私の思いも伝えて、そして若者の意見もしっかりと耳を傾けてきたところでもございます。これ一つに限らず、これからもそういった町内で家業を継ぐ、あるいは新しい事業を起こすなど、若者の取り組みを何とか実現できるように町としては支援をしていきたいと。ただ、それは金銭的に支援をするというだけではなくて、さまざまな方法があると思いますので、どれがいいのかということを考えながら、長期的な視点に立って進めていきたいと考えております。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） この件につきましては、既存の育成とあわせて、新規就農のそういう取り組みももちろん経済的な支援だけではなくて、何がネックになっているのか、今後どう寄り添ってあれすればこういうUターンや定住等に結びついていくのかという点をより一層取り組みを強めていただきたいということで、次の質問に移らせていただきます。

2点目の質問は、ゆめっく館機能の充実強化についてであります。ゆめっく館は、町民の社会教育の拠点として大切な役割を果たしております。その一方で、利用者の方たちからは、図書館機能の充実を求める声や郷土資料館としてふるさとの歴史を調査、研究、発掘、保全、展示、伝承等を行っていく上で学芸員もしくは専門職員の配置をしてほしいとの声、さらには道内市町村史や郷土資料の系統的一括管理など、その充実強化を求める声も寄せられております。今後ゆめっく館機能の充実強化についてどのように考えておられるか教育長の見解を伺います。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） ゆめっく館機能の充実強化につきまして、大竹議員のご質問にお答えをいたします。

ゆめっく館につきましては、開館以来地域の発展を支える情報の拠点として、また町民の生涯学習活動の支援を担う施設として、資料の収集、保存、提供を使命としているところであります。中でも町史や記念誌などの郷土資料は、由仁町の歴史を後世に残すために重要な役割を果たすものであり、積極的に収集、保存していくべきものと考えているとこ

ろであります。現状におきましては、由仁町に関する資料を収集している旨を町のホームページや館内の掲示などで周知しており、町民の皆様の協力を得てその充実を図っているところであり、収集した資料は図書館システムに登録し、教育や行政資料などの主題ごとに分類して、町民にわかりやすいように供覧に供しているところでもあります。また、郷土資料コーナーに展示している農機具などは、郷土史研究会を初め、地域の方々の協力により展示、保存し、児童の調べ学習などに役立てられているところでもあります。今後も町の図書館としての役割を踏まえた資料構築を軸に、要望のある資料については、全国の図書館との相互貸借サービスを活用しながら提供に努めてまいります。

なお、教育委員会では、ゆめっく館の管理運営につきまして本年度の教育行政執行方針の中で指定管理制度などアウトソーシングを積極的に検討すると述べておりますとおり、民間事業者の能力と活力を活用することにより、町民サービスの向上を図るため図書館、資料館として最適な運営方法を検討してまいりたいと考えているところでもあります。

以上です。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） 2つの点についてもう一度お尋ねをしたいと思います。

1つは、図書館機能の充実の問題でありますけれども、図書購入費が年々、予算の関係もありますけれども、減少傾向にあるのかなど、そのようにも考えております。

また、もちろんスペースの関係もあるのですが、道内の市町村史なんかは役場の資料室と、それと図書館とに分散されております。系統的な例えば関連のある資料を調べたいと思っても、役場の3階に置かれている市町村史というのは一般の人には見れる機会がほとんどないと。それで、もちろんスペースの関係もありますから、両方に分散されている資料を一つにまとめるということは極めて難しい問題がありますけれども、ファイルとかデータで役場のほうにどここの市町村史については管理保存されておりますとか、希望者がゆめっく館でこういう資料も見たいのだがという要望等があれば、それらに対応できるような体制もとっていただくことが大事ではないかというふうに思います。

そして、もう一点は、郷土史の関係の資料保存等のあれでは結構、頻繁にはありませんけれども、ここ数年のあれを見ますと町外からのいろいろな各種団体が由仁町を訪れて、史跡やら歴史についていろいろお話を聞きたいというケースもございます。大抵の場合、このゆめっく館に専門の職員が配置されておりませんので、郷土史研等に問い合わせがあって、私どもが対応できる範囲では対応してあげておりますけれども、そのほかにも山楸関係の由仁町ゆかりの出身者に縁故のある方々が3年に1度くらいふるさと訪問をやっていただいております。そうしたときも由仁町の歴史について、だんだん来る人も若返ってきているものですから、先祖の町内で果たした役割なんかをきちっともう一度再確認をしたいと。そうした場合に対応してあげれる説明する方が減ってきているということも実態なものですから、学芸員とか専門職員の配置は難しいとしても、連携をとって対応できるようなことなんかも必要ではないかというふうに考えております。

先ほど今後の指定管理の問題も出されましたけれども、指定管理、全国的に部分的なお

話ですけれども、2つの側面があるというふうに聞いております。1つは、例えば夕張のような指定管理をやった場合、あそこは専門職員の方残っておりますけれども、どうしても観光化されて、歴史村なんかに訪問しても展示されている内容について受付の女の子なんかに聞いてもほとんどそういう歴史については、事務員として雇われているものですから、対応できないというお話も聞いておりますし、一方では図書館機能の指定管理をしたことによって、これは横浜かどこか都市部のケースですけれども、利用者の要望によって朝1時間、それから夕方も1時間開館時間を延ばしてほしいと。そうすると、官でやっていたときには勤務時間のあれがありますので、指定管理することによって非常に利用者の声に応えられるようになって、勤務体制を早番、遅番というふうに職員配置をして、それによって利用者がふえて喜ばれているというケースもありますので、指定管理そのものは私は否定いたしませんけれども、そのことが利用者にとってのサービスの向上につながるような方向で今後考えていただきたいなというふうに思いますけれども、その点について再度お尋ねをいたします。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員からの再質問ということでございますが、教育長に対する質問でございますが、さきにご質問をいただきました図書館機能の充実、これ予算にかかわることでございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

図書の購入費の予算が減っているのではないかとという部分ご指摘をいただきました。ご承知のとおり、財政上の理由から図書の購入費のほうを断腸の思いで要求額に対して査定を行っているところでございます。少なくともできるだけ予算措置をして、蔵書をふやしていきたいというふうに考えているところでもございます。

もう一点でございますが、いわゆる資料、例えば市町村史が分散しているというご指摘でございますが、庁舎の管理者といたしまして私、ご承知でない方もいらっしゃるかもしれませんが、実は3階にこの庁舎の書庫、図書室がございまして、かつてはあそこに例規集、法令集、そして市町村史から何から全部保管をしておりました。現在も残っておりますが、ゆめっく館が完成したときに少しずつゆめっく館のほうに必要な図書資料等については全て移しかえたというふうに把握をしていたのですが、実態としてはそのようになっていないということでございますので、再度点検をいたしまして、図書館として歴史、市町村史、あるいは町内の部落史なんかもきちんと系統的に検索ができて、町民の皆さんが利用できるように、アクセスできるようにしっかりと対応してまいりたいと思いますので、1点目のご質問の答えとさせていただきます。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） 大竹議員の再質問にお答えをいたします。

まず、ちょっと町長の答弁に補足させていただきますが、市町村史につきましては、ゆめっく館には空知管内の分は全部置いてあります。それで、他管内の市町村史も若干置いてあるのですが、ないものにつきましては先ほども申し上げました図書館貸借サービスということで、全道、全国図書館同士のネットワークがございまして、そこに申し込めばすぐ借りれるようなシステムになっておりますので、町民の方々が必要とされるものがあれば、館のほうに申しつけていただければすぐ対応できる状況となっております。ただ、即座にというわけにはいかないので、今大竹議員言われているのはすぐというイメージだと思いますが、そうとはならない場合もありますけれども、一応そういうシステムで網羅をされているということでございます。

それと、町外の方々が町の歴史について調べる場合の対応というようなことと、高齢化といいますが、入植以来その地域の歴史などが薄れてきているというようなこともあります。それは私も聞いたことはございますが、ゆめっく館に例えば学芸員だとか学芸員補だとか、そういう専門職員を置くことは非常にいいこととは思うのですが、何せ費用の問題もありますし、費用対効果という意味で持っている収集物の量だとか希少性だとかそういうもの、それと地域を調べることも学芸員の仕事でございましてけれども、それだけのボリューム、グロスがあるのかということも含めて、費用対効果も考えて検討しなければならないものかなというふうに考えているところであります。

それと、指定管理の部分ですが、大竹議員のおっしゃるとおり、図書館につきましても栗山町ですとか美唄市ですとかこの辺でも指定管理制度を導入しております。教育行政執行方針で申し上げたのは、そういう検討をしてみたいということでありまして、いずれにしても町民サービスの向上のための民間活力をどうするべきかという観点で考えておりますので、その辺をご承知いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） 図書館のネットワークの件につきまして私の言っているのは、3階の資料室にある道内の市町村史、それらと空知の部分と分散されています、ゆめっく館と。系統的に調べる場合に、ネットワークを利用するものは私もさせていただいておりますけれども、ここにある資料のせめてファイル等、ここには置いてありませんけれども、こちらにはどここの市町村史がありますのでというような利用者しやすい、向こうに移すのがスペース的に困難であれば、そういうことも必要ではないのかというふうに思います。

それから、専門職員の配置ですけれども、指定管理で図書司書等専門的な資格を持っている人たちが継続して配置されていくことはもちろん考えていると思うのですが、やはり指定管理が経費節減の合理的な側面が前面に出られますと、例えば郷土史研究会のあれでも今いる職員の体制でもいろいろ連携をとりながら、郷土史の保存とか調査研究

でタイアップをして、窓口となっているいろいろ相談し合いながらやっていきたいという希望もあります。それは郷土史の人たちの希望であって、受ける人たちにとっては今ある仕事で目いっぱいのところ、さらにそれらのことが抱え込むという新たな問題なんかが出てくることなんかも心配されますので、そういうことをざっくばらんに一度ご相談させてもらえる機会も含めて相談させていただきたいと思いますので、それらのことも含めて今後の充実強化につながることを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（熊林和男君） 次の質問者、早坂君の発言を許します。

早坂君

○2番（早坂寿博君） よろしく申し上げます。私からは、1点、由仁町奨学金貸与条例につきましてご質問させていただきます。

平成28年度における北海道在住高校生の4年制大学、短期大学、専門学校の合計進学率は65.4%で、今後も微増傾向が見込まれています。進学に当たっては、どの進路にしろ家庭における経済的負担は相当に大きなものですが、我が子の希望する進路と夢をかなえてあげようとするのが親心であると思います。奨学金の代表的なものに日本学校支援機構の制度がありますが、貸与要件によっては期待するほど経済的負担の軽減には至っていません。由仁町奨学金貸与条例では、平成19年度をもって新たな貸与を打ち切りとしておりますが、由仁町で生まれた子供の学ぶ意欲を最大限に尊重し、町としても未来への人材投資と家庭の経済支援をすべく奨学金の貸与再開を検討してはいかがかと考えます。町財政は厳しい状況にあることは十分承知しておりますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 早坂議員のご質問にお答えをいたします。

現在は、教育環境の充実や多様化によりまして、多くの子供たちがみずから希望する学校で学習機会を得やすい状況にあります。一方で家庭の経済事情等によりましてその機会を断念せざるを得ない、そんなことがないように対策を講ずることは大変重要なことだと考えているところでございます。

ご質問の由仁町の奨学金制度は、昭和41年であります。篤志家からの寄附を財源にスタートしたところでありますが、時代の変化に対応し、国や各種学校独自の奨学金制度が充実してきたこと、さらに当町が取り組みました行財政改革におきまして行財政改革推進委員会からの意見や奨学審議会の答申などを踏まえ、新規貸与を行わないこととしたところであります。

また、議員のご質問にもありますが、日本学生支援機構、前身は日本育英会ですが、奨学金制度の代表的なものとして多くの学生が利用しているものと認識をしております。この日本学生支援機構の奨学金は、現在事実上奨学金を希望すれば誰もが貸与を受けられるようになったと言われておりますが、以前は審査基準なども大変厳しくて、利用できる人は限られている、そんな時代でもありました。また、奨学金の額も現在では最高月

額12万円の貸与を受けることができ、卒業後における返還設計を欠かすことはできませんが、在学時の学費、生活費の負担軽減を図ることができるものではないかと考えているところであります。

いずれにいたしましても、たしか今月だったと思いますが、経済財政諮問会議が公表いたしました経済財政運営と改革の基本方針2018、いわゆる骨太の方針の原案におきましては、低所得者を対象とした大学受験料の減免や先行実施されております給付型奨励金の拡大が取り上げられておりますので、これらの動向や当町の財政状況も踏まえながら、今後町としてどのようなことができるのか、あるいは必要なのかを考えてまいりたいと思っております。

○議長（熊林和男君） 早坂君

○2番（早坂寿博君） 私もちよっと調べさせてもらいました。昨年のことなのですが、高校卒業しましてから大学入試までにかかる費用、4年制大学、短期大学、いろいろあるわけですが、平均させると約170万円という数字が出ております。その170万円プラス入学しますと授業料並びに入学金等の形の中で、1年目はかなり大きな金額の負担があると考えております。

もう一つ、ここ数年から見ますと、今町長が言われました奨学金制度の中の日本育英会等の奨学金であります。過去から見ますと現在大体35%ほどの利用者しかありません。これは、前から見るとかなり減ってきている数字だと思っております。なぜ減ってきているのかと思いますと、お金を借りても子供たちが将来そのお金を返済する能力があるか、ないかわからないということで、親がためた貯蓄、また学資保険などをもってお子さんを大学に通わせるという実態だと思っております。

大学入学までのその170万円の平均ではありますが、国公立、また私立と金額は別個なのですが、平均して約174万円、一番高いところで私立で自宅から自宅外、要するにアパートを借りて学校に通う生徒になりますと、大体223万円ほどかかるということも聞いております。そのほかに各授業料に関しましても、皆さんもご存じだとは思いますが、国立大学では4年間で大体250万、公立で260万、私立で400万、私立の短期で約200万、また専門学校では教育社会福祉系で220万、栄養調理師系で250万という形のお金がかかります。学資保険、また奨学金をお借りしましても、それを返すだけの給料にはなっていないと思うので、これは親の子供に対する愛情といいますか、子供が将来返せないのならば親が身を削ってでも学校に入れてやろうという形の中で入学はさせますけれども、それに当たって私も過去に町の奨学金を借りたことがあります。町の奨学金を借りて、まず10年ほどで返済はできたのですが、先ほど町長が言った学校支援機構のほうから借りた奨学金は、今現在も支払い中でありまして。町の奨学金は、借りやすく、返済しやすいというのがメリットかと思っております。できれば今後も町の財政厳しい中ではありますが、またもとに戻ってその制度を再開できるよう町のほうも努力していただきたいと思っておりますが、もう一度町長の見解を伺います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 育英奨学金であります、利用者の減、利用者が35%しかないと。利用者減の理由、私は掌握しかねているところでございますが、最近ではこの奨学金を借りて、社会人になったのだけれども、返済することができなくてローン地獄だと、あるいはもう自己破産するしかないのではないかとということが社会問題化しておりまして、そのことがきっかけとなって、いわゆる給付型の奨学金の拡充が先行実施されて、これからも拡大されるのではないかなというふうに思っております。

この問題につきましては、これは私どもの町だけの問題ではなくて、日本全国的な問題でありまして、そういった高等教育を受けて社会人になれば、正社員になるという道がかつてはきちっと確保できたと。そういった時代から今は卒業しても約3割から4割近くが社会人になっても正規雇用ではなくて非正規である。大学を出ても必ずしも正社員になれないと。社会人になったとしても3年間で3割もやめていってしまうというような、こういう状況が今続いているところであって、これはかかる費用と社会、あるいは大学のあり方のねじれというか、ミスマッチが続いているのが問題化しているのかなというふうに考えているところでございます。ご指摘のように高等教育、学校進学するには多大なお金がかかります。具体的な例で議員が示していただきましたけれども、1人の子供を産んで、大学を卒業させて社会人になるまで親の負担は2,500万円だそうです。私は、日本の今抱えている大きな問題の少子化の最大の要因はこれだと思っています。この2,500万円も1人の子供にお金がかかると、これが今の少子化の最大の原因でないかなというふうに私は考えております。だからといって、では由仁町でどうすることができるのかといいますと、これはまず1つは財政面でありますので、町がお金を出して、学生に対してローン制度、これは奨学金といえども返していただかないとだめなものですから、そういった制度をつくるまでの余裕はないというのが現状であります。だからといって今後どうするのだということは、今大学の学費も成績3.5以上ですか、高校時代の成績が3.5以上ですとか制限はありますけれども、国公立については無料ですとか、私立大学についても国公立の無料の金額を上限にして減免するだとか新しい対策が出ておりますので、これはまだまだ変わっていくと思うのです。そういったことを見据えながら考えていきたいと思っております。

○議長（熊林和男君） 早坂君

○2番（早坂寿博君） 私も町内に住んでいるお子さんを持っている親御さん、または今現在大学に通われている親御さんからも少し話をお聞きしました。まずは、大学に入るまでは借りられるだけの奨学金は全部借りて、その方は東北のほうの学校に通われているようなのですけれども、理系ということでアルバイトもさせずに、一生懸命勉学に励んでくれということで、あとは親の仕送りをしているということをお聞きしました。その方にもし由仁町に奨学金制度があったらどうしますかと聞きました。少額であっても、もし借りられるものであったら借りたというお答えをいただきました。その後また違う方に、その方はまだ大学には行っていない高校生の子を持つ方なのですけれども、今こういう状況であり

ます。もしお子さんを大学、また専門学校に行かせるとすると、その資金はどうしますかと言ったら、今保険を掛けているだとかそういうお答えが返ってきました。その方にももし町にこういう奨学金制度があったらどうしますかとなれば、それは町のほうの奨学金を借りさせていただきますというお答えもいただきました。

やはり親の皆さんは、町の資金というのは借りやすく、また払いやすいという考えも持っています。どうしても子供が2人、3人になると莫大な経費になるということは皆さんもご存じだと思います。私もそう思います。そのためにも少しでも足しになるためにもこの奨学金制度をもう一度考え直していただきたい。今すぐとは言いませんが、将来にわたって由仁町の子供たちが安心して学校に通えるような形の中で、その体制をつくるためにもぜひもう一度これを再開していただきたいというのが私の夢でございますので、お願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第5、一般質問を終わります。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第6、議案第1号 やっぱり由仁定住応援金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 やっぱり由仁定住応援金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、条例の失効に係る経過措置を加える改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、地域活性課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 地域活性課長

○地域活性課長（河合高弘君） 議案第1号 やっぱり由仁定住応援金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、附則第2項で経過措置として既に規定している第7条に加え、第8条及び第13条の規定を加えようとするものでございます。

議案第1号資料、やっぱり由仁定住応援金の交付に関する条例の一部を改正する条例案



新旧対照表により説明をいたします。表の右側が現行、左側が改正案となっております。

本条例において新築応援金については、補助金の交付を受けてから原則5年間、もしくは子供が満18歳になるまでの間、毎年認定をすること、改修応援金については最低5年間は由仁町に居住をしていただくことを条件としているところであり、条件を満たさなくなった場合は条例において認定の取り消し、または改修応援金の返還を命ずることとしておりますが、本条例は来年3月31日をもって失効してしまうことから、来年3月31日以後も条件を満たさなくなった場合は、条例を根拠に返還を求めることができるよう条例の失効に係る経過措置を附則第3号で新たに加えようとするものでございます。附則第3号、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる認定を受けた者の第8条の規定の適用及びこの条例の失効前に空き家改修応援金の交付を受けた者の第13条の規定の適用については、前項に規定する日後も、なおその効力を有するという規定を加えるものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行しようとするものです。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 やっぱり由仁定住応援金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第7、議案第2号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（山影寿幸君） 議案第2号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、平成30年4月1日施行の地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、町たばこ税では税率の段階的引き上げと加熱式たばこを国のたばこ税同様に課税する規定を新設するほか、固定資産税では生産性向上特別措置法の施行に伴い、中小企業がこの法律に規定する計画に基づいて導入する機械装置等に対し、3年間の固定資産税の軽減措置の規定を新設しようとするものでございます。

議案第2号資料、由仁町税条例等の一部を改正する条例案新旧対照表によりご説明いたしますので、1ページをごらんください。右が現行、左が改正案となりますが、今回の改正は平成27年の税条例の一部改正を含むことから2条立てとなっております。

それでは、1ページをごらんください。第1条は、由仁町税条例の一部改正でございます。現行欄中段、第91条を改正案欄で91条の2に改めまして、改正案欄の91条の製造たばこの区分の規定として、製造たばこ第1号から第3号まで計7区分する規定と92条の2の製造たばことみなす場合の規定として、加熱式たばこの喫煙用具として加熱により蒸気となるグリセリン等の混合物を充填したのもも製造たばことみなして、町たばこ税の規定を適用する旨の規定をそれぞれ加えるものがございます。

次ページをごらんください。第93条は、たばこ税の課税標準の規定で、第1項、第2項は91条の改正に伴う引用条項と文言の整理をするものでございます。一度3ページをごらんいただきまして、現行欄中段の第3項を改正案欄で第4項に、続いて4ページの第4項を改正案欄で第6項にそれぞれ改めまして、それぞれ引用条項の整理と91条の新設に伴いまして加熱式たばこを除く製造たばこの本数、重量の計算方法の整理をするものがございます。

一旦2ページにお戻りいただきまして、下段をごらんください。改正案欄に第3項といたしまして、加熱式たばこの課税標準の本数の算定方法として、加熱たばこの重量を紙巻きたばこの本数に換算する旨の規定を加えます。

続いて、3ページの第5項としまして、加熱式たばこの重量、金額から計算する方法の規定を加えるものがございます。

4ページをごらんください。上段の改正案欄、第7項から第9項までは、加熱式たばこ

の金額を紙巻きたばこの本数から計算する方法と、それに伴いまして端数調整に関する規定を3項加えまして、第10項は算定に必要な事項は施行規則で定める旨の規定を加えるものでございます。

下段の第94条は、たばこ税の税率の規定で、1,000本当たりの税率を現行欄の5,262円から改正案欄で5,692円に改めるものでございます。

第95条のたばこ税の課税免除の規定の第3項と97条のたばこ税の申告の納付の規定につきましては、引用条項を整理するものでございます。

5ページをごらんください。下段の附則第10条の2を改正案欄で附則第10条の3に改めまして、第10条の2の法附則第15第2項第1号等の条例で定める割合の規定を新設しまして、この規定は地方税法の附則の規定によりまして固定資産税の課税標準について条例で定めることができる規定になりますけれども、生産性向上特別措置法に規定する計画に基づいて中小企業が導入する機械装置に対する固定資産の課税標準をゼロ円とする規定を加えるものでございます。こちらは、期間は3年でございます。

続いて、下段のほうに行きまして、第2条は平成27年の条例改正の一部改正でございます。次ページをごらんください。附則第5条は、町たばこ税に関する経過措置の規定でございまして、第2項で引用条項の整理をするほか、第3号の経過措置期間を改正案欄で平成31年9月30日に改めまして、第4項は引用条項を整理するものでございます。

続きまして、次ページをごらんください。第13項は、平成31年4月1日前の紙巻きたばこ3級品を地方税法の規定による売り渡しのために所持していた場合の経過措置期間について現行欄の平成31年10月1日から改正案欄の平成31年10月1日に改めまして、税率につきましても1,000本当たり1,262円から1,692円に改めるものでございます。

その下、第14項につきましては、たばこ税の課税についてのただいま申し上げました第13項の準用規定でございまして、13項の規定に準じまして表中の第5項、第6項の期間につきまして、改正案欄のとおり、それぞれ期間を6カ月延長する規定に読み替えようとするものでございます。

改正案欄の下段のほうに移りまして、附則といたしまして、第1条は施行期日で、この条例は、平成30年10月1日から施行しようとするものでございます。ただし、第1条中、由仁町税条例附則第10条の2の規定は、生産性向上特別措置法の施行の日としようとするものでございます。

第2条は、たばこ税に関する経過措置で、別段の定めがあるものを除き、前条に掲げる規定（ただし書きを除く。）の施行の日前に課した、または課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例によろうとするものでございます。

第3条は、手持ち品課税に係る町たばこ税の規定でございまして、平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売り渡し、または同条第2項に規定する売り渡し、もしくは消費等が行われたたばこ税を同日販売のために所持する卸売販売業者等、または小売販売業者等が所得税法等の一部を改正する法律附則第51条第1項の規定によって製造たばこを製造場から移出したとみなしてたばこ税を課されることになるときは、

卸販売業者等として製造たばこを小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課そうとするものでございます。この場合におけるたばこ税の課税標準は、売り渡したとみなされる製造たばこの本数としまして、町たばこ税の税率は1,000本につき430円としようとするものでございます。

第2項は、ただいま申し上げました規定に該当するものは、貯蔵場所、または小売販売業者との営業所ごとに地方税法施行規則の一部を改正する省令別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに町長に提出しなければならないとするもの、第3項はただいま申し上げました規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までにその申告に係る税金を地方税法施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならないとするもの、第4項は第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか由仁町税条例第19条、第97条第4項及び第5項、第99条の2並びに第100条の規定を適用しまして、その下に記載されております表の中欄に掲げる字句は、右欄に掲げる字句としようとするものでございます。

第5項といたしまして、平成30年改正条例97条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により営業所の所在する小売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた卸販売業者等について準用しようとするもので、次ページに行きまして、施行規則第16条の2の5、または第16条の4に規定いたします申告書に納付すべき施行規則第16号の5様式の返還の理由及びその他参考となるべき事項欄に返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載をした上で申告書に添付しなければならないとする規定。

最後に、第4条は、手持ち品課税に係る町たばこ税に関する経過措置の規定で、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、条例第19条第3号の項中の第80条の6第1項の申告書、第97条第1項と規定されているものは、第97条第1項としようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長(熊林和男君) 日程第8、議案第3号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第3号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、このたびの改正につきましては、去る5月28日に開催されました由仁町国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 住民課長

○住民課長(山影寿幸君) 議案第3号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、平成30年4月1日施行の地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、国民健康保険税の医療分の限度超過額を引き上げるほか低所得者に対する軽減判定所得基準を引き上げまして、負担軽減の拡大を図ろうとするものでございます。

議案第3号資料、由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表によりご説明いたしますので、1ページをらんください。右が現行、左が改正案でございます。

まず、現行欄第2条は、課税額の規定で、第2項の医療分の限度超過額54万円を改正案欄で58万円に改めようとするものでございます。

第23条は、国民健康保険税の減額の規定で、現行欄の第1項の54万円を改正案欄で58万円に、算定基礎の被保険者1人当たりの加算額につきまして現行欄の第2号の27万円と第3号の49万円を改正案欄で27万5,000円と50万円にそれぞれ改めようとするものでございます。

次ページをらんください。第24条の2は、特例対象被保険者等に係る申告の規定で、

現行欄第2項について申告書の提出に当たり文言の整理をするものと書類提示義務の規定を加えようとするものでございます。

附則といたしまして、第1条は施行期日で、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

第2条は適用区分で、改正後の由仁町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度までの国民健康保健税については、なお従前の例によろうとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第4号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、介護保険法の改正に準じ、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第4号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

介護サービスに係ります利用者負担の割合につきましては、基本的には1割負担であります。平成27年8月からは一定以上の所得がある方につきましては2割負担となっており、さらに昨年6月に公布されました地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律によりまして現役世代並みの所得のある方につきましては、3割負担とする改正が本年8月から施行されることとなっております。この改正に伴いまして、本条例に規定する一部の事業につきましても今般の法改正に準じた負担割合に改めようとするものでございます。

それでは、新旧対照表で説明しますので、議案第4号資料をごらん願います。右側が現行、左側が改正案となります。

別表の改正となりますが、訪問型サービス事業、通所型サービス事業、いわゆる総合事業のヘルパーとデイサービスになります。その2行下の訪問介護自立支援事業、さらにその2行下、生活管理指導短期宿泊事業の4事業であります。現在の利用者負担金はそれぞれ単位欄に示しております額の1割（一定以上所得者は2割）と規定しているところがありますが、改正案で利用者負担金を1割（一定以上所得者は2割又は3割）に改めようとするものであります。

次のページをお開き願います。注1として、現行では2割負担となる者の所得基準を示しておりますが、改正案でただし書きとして3割負担となる者の所得基準といたしまして、本人の合計所得金額が220万円以上で同一世帯の65歳以上の者の年金収入プラスその他の合計所得金額が単身の場合340万円以上、2人以上の場合463万円以上の場合を規定しようとするものであります。

附則として、この条例は、平成30年8月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午後 1時30分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第5号

○議長（熊林和男君） 日程第10、議案第5号 平成30年度由仁町一般会計補正予算について議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 平成30年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では財政調整基金積立金の増額、町道川端開拓線のり面復旧工事の追加など、歳入では賦課額の確定に伴う各種町税の増額などが主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。



(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 平成30年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長(熊林和男君) 日程第11、議案第6号 平成30年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第6号 平成30年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では財政調整基金積立金の増額、療養給付費負担金等の返還金の追加など、歳入では賦課額の確定に伴う国民健康保険税の減額、繰越金の増額が主なものであります。

なお、このたびの補正予算につきましては、去る5月28日に開催されました由仁町国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 住民課長

○住民課長(山影寿幸君)

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 平成30年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（熊林和男君） 日程第12、議案第7号 平成30年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第7号 平成30年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では制度改正に伴うシステム改修費など、歳入ではこれらの財源となります一般会計繰入金が増額が主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 平成30年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（熊林和男君） 日程第13、議案第8号 平成30年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第8号 平成30年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では医師報酬費用の組み替え、特殊浴槽取り替え工事の追加など、歳入ではこれらの財源となります町債などの追加が主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 平成30年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

○議長（熊林和男君） 日程第14、議案第9号 平成30年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第9号 平成30年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では特殊浴槽取り替え工事の追加で、歳入ではこの財源となります一般会計繰入金が増額であります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 平成30年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日6月15日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長（熊林和男君） 皆さんに連絡をいたします。

6月15日の会議開会時間は午前9時30分といたしますので、定刻までにご参集願

ます。

ご苦労さまでした。

◎延会 午後 2時09分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長                      熊林 和男

6 番議員                佐藤 英司

7 番議員                大竹 登